

現行条文(令和6年版以前)							新条文(令和6年)							改定理由	
編	章	節	条	項	下項	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条 (項目見出し)		新条文
2	1	1	1	2	7	現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。	2	1	1	1	2	7		現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための 文書 をいう。	内容修正
2	1	1	1	2	20	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	2	1	1	1	2	20		電子納品とは、 発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」 等に基づき、納品することをいう。	内容修正
2	1	1	1	2	21	情報共有システムとは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	2	1	1	1	2	21		情報共有システムとは、 発注者が指定する「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」 等に基づき、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。	内容加筆
2	1	1	1	2	22	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。また、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	2	1	1	1	2	22		書面とは、工事記録等の工事帳票をい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票の署名、押印は「工事等関係書類」における押印の見直しについて(令和2年12月18日付建管第896号)に基づき有効とする。 ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。押印が不要なものについては、発行年月日を記載の上、記名したものを有効とする。	内容加筆
2	1	1	1	4	2	監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。	2	1	1	1	4	2		監督員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。	内容修正
2	1	1	1	6	1		2	1	1	1	6	1		なお、設計照査等により施工内容が確定されていない工種については、内容が正式に確定してから 施工計画書 を提出すること。(未確定箇所については「照査検討中」等と記載し、提出する。)	内容加筆
							2	1	1	1	6	1	(16)	法定休日・所定休日(週休二日の導入)	新規追加
2	1	1	1	6	2	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	2	1	1	1	6	2		受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 (工期や数量等の軽微な変更は除く) には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。	内容加筆
2	1	1	1	7		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後(工事完成検査結果通知後)、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	2	1	1	1	7			受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を コリンズから監督員にメールを送信し、監督員の確認を受けたうえで、 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後(工事完成検査結果通知後)、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	内容加筆
						登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。								登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	
						また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。								また、登録機関発行の「登録内容確認書」は コリンズ登録時に監督員にメール送信される。	
						なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。								なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。	
														また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	
2	1	1	1	12		受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。	2	1	1	1	12	3		第1項 の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。	内容加筆
2	1	1	1	13		なお、工事発注後に施工者からの申し出があった場合には、協議の上、発注者が必要性を判断し、実施することができるものとする。	2	1	1	1	13			なお、開催の詳細については、 特記仕様書の定めによるものとする。	内容変更
2	1	1	1	15		施工形態動向調査	2	1	1	1	15	4		施工合理化調査等	名称変更
2	1	1	1	16	(4)	第三者、受注者、使用人等及び監督員の安全のため必要があると認める場合。	2	1	1	1	16	(4)		第三者、受注者、 作業員等 及び監督員の安全のため必要があると認める場合。	内容変更
2	1	1	1	17		設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者が行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。	2	1	1	1	17			設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、 発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容 に基づき、発注者が修正することをいう。	内容変更

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)										
2	1	1	1	21	4		受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	2	1	1	1	21	4		受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。	内容変更				
															また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	内容加筆				
2	1	1	1	21	5		受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。	2	1	1	1	21	5		受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画及び工事登録証明書を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。	内容変更				
															また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	内容加筆				
2	1	1	1	21	6		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を監督員に提出しなければならない。	2	1	1	1	21	6		受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を監督員に提出しなければならない。	内容加筆				
2	1	1	1	21	7		受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	2	1	1	1	21	7		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。	内容加筆				
2	1	1	1	21	8		受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合には、工事の実施に際して、システムに建設発生土に関する情報を登録する。また、登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに当該システムによりデータの変更を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。	2	1	1	1	21	8		受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土質、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。また、工事が完了した場合には、システムに実施情報を入力しなければならない。	内容変更				
2	1	1	1	22	6			2	1	1	1	22	6		表1-1-1に記載のないものについて必要と判断した場合は、別途受発注者協議の上定めるものとする。	内容加筆				
								2	1	1	1	23		工事完成図書	受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	新規追加				
2	1	1	1	23	1		工事完成通知書の提出	2	1	1	1	24	1		工事完成通知書の提出	名称変更				
							受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。								受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。	内容変更				
2					2		受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	2	1	1	1	24	2		受注者は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	内容変更				

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)												
2										2	1	1	1	24	4	(3)				週休二日の履行状況	新規追加	
2	1	1	1	25	7					2	1	1	1	26	7					受注者は、契約書第35条に基づく中間払金の請求を行うときは、認定請求書(様式第12号)に工事履行報告書(様式第6号)を添えて監督員に提出しなければならない。	受注者は、契約書第35条に基づく中間払金の請求を行うときは、認定を受ける前に認定請求書に工事履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。	内容変更
2	1	1	1	28	2					2	1	1	1	29	2						なお、土木工事については、中間検査による検査(確認)でもよい。	内容加筆
2	1	1	1	29	3					2	1	1	1	30	3					なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。	なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。	内容変更 追加
2	1	1	1	29	8					2	1	1	1	30	8					受注者は、埼玉県が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理及び写真管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、完成検査時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	受注者は、埼玉県が定める「土木工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	内容変更
										2	1	1	1	30	9						受注者は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システム等や電子メール等を活用することができる。なお、情報共有システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。	新規追加
										2	1	1	1	30	10						受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。	新規追加
										2	1	1	1	32							受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督員に報告しなければならない。なお、週休二日は、4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確認し実施に努めなければならない。	新規追加
2	1	1	1	31						2	1	1	1	33						使用人等の管理	作業員等の管理	名称変更
2	1	1	1	31	1					2	1	1	1	33	1					受注者は、使用人等(下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。	受注者は、作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。	内容変更
2	1	1	1	31	2					2	1	1	1	33	2					受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	受注者は、作業員等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	内容変更
2	1	1	1	33	4					2	1	1	1	35	4					建設機械の選定	使用する建設機械	名称変更
										2	1	1	1	35	11						受注者は、工事着手前に危険な動植物について、現地及び周囲での生息及び被害状況を調査し、作業時の注意、被害を受けた場合に備えての設備、応急措置、連絡体制を確保しなければならない。また、危険な動植物が想定される場合は、作業員全員への周知を徹底するものとする。	新規追加
										2	1	1	1	35	11	(1)					受注者は、工事着手前に血清を保有している医療機関を確認するものとする。作業員は黒い服、匂いが強いもの(香水、化粧品、塗料など)等の臭いを寄せ付けず、臭いのはできる限り身に付けないようにする。万が一、さされた場合は、傷口を水でよく洗い、毒抜き(口では吸わずボイスリムーバー等を使用)等による応急措置の後、速やかに医療機関を受診し、手当を受けることとする。受注者は、速やかに監督員へ報告しなければならない。	新規追加
										2	1	1	1	35	11	(2)					受注者は、工事着手前に血清を保有している医療機関を確認するものとする。万が一、吸まれた場合は、傷口を水でよく洗い、毒抜き(口では吸わずボイスリムーバー等を使用)等による応急措置の後、速やかに医療機関を受診し、手当を受けることとする。受注者は、速やかに監督員へ報告しなければならない。	新規追加
										2	1	1	1	35	11	(3)					受注者は、有害植物による食中毒を防止するため、植物をむやみに採取してはならない。(一例として、ヤマモモに似たグロリオサの球根、松の実に似たシキミの実、山ごぼうに似たヨシユマヨボウが挙げられる。)	新規追加
										2	1	1	1	35	11	(4)					動物が保有している菌や寄生虫による感染のリスクがあるため、受注者は、むやみに動物へ接触してはならない。	新規追加
2	1	1	1	37	7					2	1	1	1	39	7					受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。『グリーン購入法』という。)」及び「埼玉県グリーン調達推進方針」で定められた特定調達品目や、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。	受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(令和3年5月改正 法律第36号。『グリーン購入法』という。))及び「埼玉県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目や、「彩の国リサイクル製品認定制度実施要綱」に基づく彩の国リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。	新規追加
										2	1	1	1	39	7	(1)					グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。	新規追加
																				なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。		
																				なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。		
2	1	1	1	37	7					2	1	1	1	39	7	(2)					グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。	新規追加
2	1	1	1	39	4					2	1	1	1	41	4					受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、安全対策を講じなければならない。	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道第137号、国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道第138号、国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	内容加筆
2	1	1	1	39						2	1	1	1	41	5						受注者は、上記4の打合せ結果を踏まえ、工事の施工に伴い供用中の公共道路を規制する場合は、あらかじめ関係資料にて具体的な道路の規制方法、安全対策に関して監督員へ確認を行うものとする。	新規追加
2	1	1	1	39						2	1	1	1	41	9						公共の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	新規追加
2	1	1	1	39	12					2	1	1	1	41	14					通行許可	通行許可等	名称変更

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)									
2	1	1	1	39	12		受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和3年6月改正政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。	2	1	1	1	41	14			受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づき通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づき許可を得ていることを確認しなければならない。	内容変更		
2	1	1	1	41	1			2	1	1	1	43	1	(1)	会計法	(令和元年5月改正法律第16号)	新規追加		
2	1	1	1	41	1	(7)	(令和3年6月改正法律第58号)	2	1	1	1	43	1	(8)	雇用保険法	(令和4年3月改正法律第12号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(11)	(令和2年3月改正法律第14号)	2	1	1	1	43	1	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和4年3月改正法律第12号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(14)	(令和2年6月改正法律第52号)	2	1	1	1	43	1	(15)	道路交通法	(令和4年4月改正法律第32号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(16)	(令和3年5月改正法律第37号)	2	1	1	1	43	1	(17)	道路運送車両法	(令和4年3月改正法律第4号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(20)	(令和3年5月改正法律第31号)	2	1	1	1	43	1	(21)	下水道法	(令和4年5月改正法律第44号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(34)	(令和2年6月改正法律第49号)	2	1	1	1	43	1	(35)	電気事業法	(令和4年6月改正法律第74号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(37)	(令和3年5月改正法律第44号)	2	1	1	1	43	1	(38)	建築基準法	(令和4年5月改正法律第55号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(39)	(令和3年5月改正法律第44号)	2	1	1	1	43	1	(40)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(令和3年5月改正法律第37号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(44)	(令和3年5月改正 法律第29号)	2	1	1	1	43	1	(45)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和3年5月改正法律第37号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(50)	(平成26年6月改正法律第69号)	2	1	1	1	43	1	(51)	資源の有効な利用の促進に関する法律	(令和4年5月改正法律第46号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(52)	(令和元年6月改正法律第37号)	2	1	1	1	43	1	(53)	職業安定法	(令和4年3月改正法律第12号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(53)	(令和3年5月改正法律第37号)	2	1	1	1	43	1	(54)	所得税法	(令和4年6月改正法律第71号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(55)	(令和3年3月改正法律第19号)	2	1	1	1	43	1	(56)	電波法	(令和4年6月改正法律第70号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(56)	(令和2年6月改正 法律第42号)	2	1	1	1	43	1	(57)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置	(令和4年4月改正法律第32号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(57)	(令和3年6月改正法律第58号)	2	1	1	1	43	1	(58)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和4年3月改正法律第12号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(62)	(平成30年5月改正 法律第33号)	2	1	1	1	43	1	(63)	警備法	(令和元年6月改正法律第37号)	内容変更		
2	1	1	1	41	1	(63)	(令和3年5月改正 法律第58号)	2	1	1	1	43	1	(64)	個人情報保護に関する法律	(令和4年5月改正法律第54号)	内容変更		
2	1	1	1	43			施工時期及び施工時間の変更	2	1	1	1	43			施工時間の変更		名称変更		
2	1	1	1	44	6		水準測量	2	1	1	1	46	6		水準測量・水深測量		名称変更		
2	1	1	1	44	6		水準測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工用基準面を基準として行うものとする。	2	1	1	1	46	6		水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工用基準面を基準として行うものとする。	内容加筆		
2	1	1	1	47	4		受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	2	1	1	1	49	4		建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内(電子申請方式による場合)にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内に、発注者に提出しなければならない。	内容加筆		
								2	1	1	1	53			石綿使用の有無	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。	新規追加		
2	1	2	2				国土交通省 発生土利用基準	2	1	2	2				国土交通省 発生土利用基準について		名称変更		
2	1	2	3	1	2		き裂間隔が10~0cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を築に離しうるもの。	2	1	2	3	1	2		表1-2-1 土及び岩の分類表	き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を築に離しうるもの。	内容加筆		
2	1	2	3	2	6		受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。	2	1	2	3	2	6		残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないように努めなければならない。	内容加筆		
2	1	2	3	3	11		受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	2	1	2	3	3	11		採取土及び購入土盛土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	内容加筆		
2	1	2	3	7	2		残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないように努めなければならない。	2	1	2	3	7	2		残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないように努めなければならない。	内容加筆		
2	1	2	4	1	15			2	1	2	4	1	15		表1-2-3 伐開除根作業	盛土高1mを超える場合	内容修正		
2	1	2	4	3	14		受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	2	1	2	4	3	14		採取土及び購入土盛土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	内容加筆		
2	1	2	4	4	16		受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	2	1	2	4	4	16		採取土及び購入土盛土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあつて、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあつても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	内容加筆		
2	1	3	1		3		受注者は、コンクリートの施工にあつて、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成30年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2	1	3	1		3		適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあつて、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」[2017年制定](土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	1	3	2		1		土木学会コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	2	1	3	2		1		適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](2018年3月)	内容加筆 内容修正		
2	1	3	2		1		土木学会コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	2	1	3	2		1		適用規定	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定](2018年3月)	内容加筆 内容修正		
2	1	3	2		1		土木学会コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	2	1	3	2		1		適用規定	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版](平成24年6月)	内容加筆		
2	1	3	2		1		土木学会鉄筋定着・継手指針 令和2年3月	2	1	3	2		1		適用規定	土木学会 鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月)	内容加筆		
2	1	3	2		1			2	1	3	2		1		適用規定	日本鉄筋協会 鉄筋継手工事標準仕様書(ガス圧接継手工事)(令和2年3月)	新規追加		
2	1	3	2		1		機械式鉄筋定着工法技術検討委員会機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案)	2	1	3	2		1		適用規定	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	内容修正		
2	1	3	3	2	1	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受け、製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施でき、かつ、品質管理等を適切に実施する工場(全国生コンクリート品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	2	1	3	3	2	1	(1)		JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正 法律第98号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施でき、かつ、品質管理等を適切に実施する工場(全国生コンクリート品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	内容修正		

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)									
2	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督員の確認を得なければならない。	2	1	3	3	2	1	(2)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正 法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたい。その資料により監督員の確認を得なければならない。	内容修正			
2	1	3	3	3	5	受注者は、使用する材料を変更する場合、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。	材料変更等	2	1	3	3	3	5	受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督員に協議しなければならない。	内容加筆				
2	1	3	4	4	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び土木学会標準「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	2	1	3	4	4	3	(2)	受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJSCCE 1502:2013「連続ミキサーの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	内容加筆			
2	1	3	5	4	5	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブローア、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	コンクリートポンプ使用時の注意	2	1	3	5	4	5	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブローア、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	内容加筆				
2	1	3	5	4	15	ブリーディング	2	1	3	5	4	15	ブリーディング	名称変更					
2	1	3	5	4	16	ブリーディング	2	1	3	5	4	16	ブリーディング	名称変更					
2	1	3	5	5	4	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工計画書に記載しなければならない。	狭隘・過密鉄筋箇所における締固め	2	1	3	5	5	4	狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を 施工前 に施工計画書に記載しなければならない。	内容加筆				
2	1	3	5	9	2	なお、中層ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	2	1	3	5	9	2	なお、中層ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。	内容修正					
2	1	3	6	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提および構造細目」	鉄筋の曲げ半径	2	1	3	6	3	3	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2019年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提および構造細目」	内容加筆				
						(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	1	3	6	4	2	(1)	(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正				
2	1	3	6	4	2	なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	2	1	3	6	4	2	なお、必要に応じて 契約 図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。	内容加筆					
2	1	3	6	4	2	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼まし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないようとしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	2	1	3	6	4	2	受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼まし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないよう に焼かし鉄線、クリップ等 はかぶり内に残してはならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。	内容修正					
2	1	3	6	6	1	また、圧接工の技量の確認に関して、監督員に資格証明書等を提出するものとする。	2	1	3	6	6	1	また、圧接工の技量の確認に関して、監督員または 検査員 から請求があった場合は、 資格証明書等 を速やかに提示しなければならない。	内容修正					
2	1	3	9	3	5	項目名等	2	1	3	9	3	5	項目名等	内容修正					
2	2	1	2	7	溶接金網	2	2	1	2	7	表2-1-2「海外建設資材品質審査・証明」対象資材	内容加筆							
2	3	1	2	日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	2	3	1	2	第2節 適用すべき諸基準	日本 グラウト 協会 薬液注入工法の設計・施工指針	名称変更								
2	3	1	2	環境省 水質汚濁に係る環境基準について(平成31年3月)	2	3	1	2	第2節 適用すべき諸基準	環境省 水質汚濁に係る環境基準(環境省告示第62号)(令和3年10月)	内容修正								
2	3	1	2	建設省 道路付属物の基礎について	2	3	1	2	第2節 適用すべき諸基準	建設省 道路 附属 物の基礎について	内容修正								
2	3	1	2	土木学会 コンクリート標準示方書(標準編)(平成30年10月)	2	3	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書(標準編)[2018年制定](2018年10月)	内容修正								
2	3	1	3	13	3	(8)	(8)プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抽出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	2	3	1	3	13	3	(8)	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編)17.11 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成29年11月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抽出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	内容加筆			
2	3	1	3	14	2	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(標準編)」(土木学会、平成30年10月)における、JSCCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	3	1	3	14	2	(1)	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書(標準編)」(土木学会、2018年10月)における、JSCCE-H 101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容加筆			
2	3	1	3	31	16	(6)	③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を超えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚(合計値)より大きい場合は合格とするものとする。	2	3	1	3	31	16	(6) ③	塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計値)の20%を超えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が 目標塗膜厚(合計値) より大きい場合は合格とするものとする。	内容加筆			
2	3	1	3	32	3	JIS H 0401	2	3	1	3	32	3	表3-2-10 要求性能の確認方法 JIS G 3547	内容修正					
2	3	1	3	32	6	JIS H 0401	2	3	1	3	32	6	表3-2-12 線材の品質管理試験の内容 JIS G 3547	内容修正					
2	3	1	3	33	3	栗石	2	3	1	3	33	3	表3-2-13(2) 参考資料 割り石	内容修正					
2	3	1	4	9	11	(7)	1016mmを超え1524mm以下	2	3	1	4	9	11	(7)	表3-2-15 現場円周溶接部の目視の許容値 1016mmを超え 2000mm 以下	内容修正			
2	3	1	5	1	5	図3-2-4谷 積	2	3	1	5	1	5	図3-2-4谷 積	内容修正					
2	3	1	5	3	2	コンクリートブロック積	2	3	1	5	3	2	コンクリートブロック積(張)	名称加筆					
2	3	1	5	3	4	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げに当たり、網がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に着しい空けがが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	2	3	1	5	3	4	受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げに当たり、網がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に着しい空けがが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	内容修正					
2	3	1	6	3	9		2	3	1	6	3	9	(2) 粗度調整路盤材の粗度範囲は、表3-2-20の規格に適合するものとする。	(2)追加					
2	3	1	6	7	4	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均が困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	2	3	1	6	7	4	(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均が困難な場合や、 締固め効果の高いローラ を使用する場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、 所定の締固めが得られる範囲で 、混合物の温度を決定するものとする。	内容修正					
2	3	1	6	8	1	受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第12編土木材料規格12-6-1 一般遊青材料に規定する材料と同等品以上を使用しなければならない。	2	3	1	6	8	1	改質アスファルト	内容加筆					
2	3	1	6	11	6	(2)	耐湿試験後の基盤目試験(点)8以上JIS K 5664	2	3	1	6	11	6	(2)	表3-2-31 接着剤の規格鋼床版用	内容修正			
2	3	1	6	11	9	(4)	受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	2	3	1	6	11	9	(4)	受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに 提示 しなければならない。	内容修正			
2	3	1	9	13	3	道路交通への支障防止	2	3	1	9	13	3	道路交通への支障の防止	名称修正					

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)									
2	3	1	10	1	1		本節は、仮設工として工用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、路上架入施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、寒害施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	2	3	1	10	1	1		適用工種	本節は、仮設工として工用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、路上架入施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、寒害施設工、法面吹付工、 足場工 、その他これらに類する工種について定める。	内容加筆		
2	3	1	10	19	2		受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合、あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	2	3	1	10	19	2		仮囲い等による支障対策	受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合、あるいは苦情が発生する場合には、工事前に対策を講じなければならない。	文言修正		
2	3	1	10	20			なお、万一損傷を与えた場合、受注者の責任において元に戻さなければならない。	2	3	1	10	20				表3-2-50 予熱温度の標準 SBHS500 SBHS500W	SBHS500 SBHS500W	名称修正	
2	3	1	12	3	1	(8)	25 以下25 をこえ 40 以下40 をこえ 100 以下	2	3	1	12	3	1	(8)	表3-2-52 PCM値と予熱温度の標準 T ≤ 25 25 < t ≤ 40 40 < t ≤ 100		文言修正		
2	3	1	12	3	1	(11)	1枚(端部を含む)	2	3	1	12	3	1	(11)	表3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	1枚(始端又は終端部を含む)	内容加筆		
2	3	1	12	3	1	(12)	アークエアガウジング	2	3	1	12	3	1	(12)	表3-2-55 欠陥の補修方法	エアークガウジング	内容修正		
2	3	1	12	11	12	(1)	受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	2	3	1	12	11	12	(1)		受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成し、 及び写真 、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	内容加筆		
2	3	1	12	11	12	(5)	受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。	2	3	1	12	11	12	(5)		受注者は、膜厚測定器として電磁 膜厚計 を使用しなければならない。	内容修正		
2	3	1	17	3	4			2	3	1	17	3	4		剪定、芝刈、雑草抜き取り(抜根)等の施工		名称修正		
2	4	3	2				国土交通省河川砂防技術基準(案)(令和3年4月)	2	4	3	2				国土交通省河川砂防技術基準(案)(令和4年6月)		内容修正		
2	4	3	2				国土交通省機械工事共通仕様書(案)(令和3年3月)	2	4	3	2				国土交通省機械工事共通仕様書(案)(令和4年3月)		内容修正		
2	4	3	5	6	8	(4)	受注者は、管の据付け前に管内に異物等がないことを確かめた上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	2	4	3	5	6	8	(4)		受注者は、管の据付け前に管内に異物等がないことを 確認 した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	文言修正		
2	4	4	9	10			受注者は、支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	4	9	10			支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	4	4	14	6			支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	4	14	6			支承工	支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	4	4	15	3			支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	4	15	3			支承工	支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	4	5	1	4			受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。	2	4	5	1	4			適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び閉閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和4年3月)の規定による。	内容修正		
2	4	5	2				国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案)(平成12年9月)	2	4	5	2				国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案)(平成12年10月)		内容修正		
2	4	5	2				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年1月)	2	4	5	2				日本道路協会 鋼道路橋施工便覧(令和2年9月)		内容修正		
2	4	5	2				日本道路協会 道路橋支保便覧(平成31年2月)	2	4	5	2				日本道路協会 道路橋支保便覧(平成30年12月)		内容修正		
2	4	5	10	10			受注者は、支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	5	10	10			支承工	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	4	5	15	6			支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	5	15	6			支承工	支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	4	5	17	3			支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	4	5	17	3			支承工	支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成30年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	5	1	2				土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(平成25年10月)	2	5	1	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(2013年制定)(2013年10月)	内容修正		
2	5	1	2				土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	2	5	1	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(2017年制定)(2018年2月)	内容修正		
2	5	3	2				全国特定法面保護協会のり枠工の設計施工指針(平成25年10月)	2	5	3	2				適用すべき諸基準	全国特定法面保護協会のり枠工の設計・施工指針(平成25年10月)	内容修正		
2	5	3	2				斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年度版)	2	5	3	2				適用すべき諸基準	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領(平成19年12月)	内容修正		
2	5	3	6	1	1		本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場排水路工その他これらに類する工種について定める。	2	5	3	6	1	1		適用工種	本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場排水路工、 集水樹工 その他これらに類する工種について定める。	内容修正		
2	6	1	2				土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(平成25年10月)	2	6	1	2				適用すべき諸基準	土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編)(2013年制定)(2013年10月)	内容修正		
2	6	1	3	5	1		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。	2	6	1	3	5	1		一般事項	なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が 変更を指示 する場合があるものとする。	内容加筆		
2	6	1	4	9	6	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～隣接ブロックの高差は、上下流方向で4リフト、ダム軸方向で8リフト以内とする。	2	6	1	4	9	6	(2)		旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材齢3日、1.0m以上～ 1.5m未満 のリフトの場合は材齢 4日 、 1.5m以上～2.0m以下 のリフトの場合は材齢 5日 に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	内容加筆		
2	6	3	4	1			本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。	2	6	3	4	1			一般事項	本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、 水押しテスト 、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。	内容加筆		
2	7	1	2				日本道路協会 落石対策便覧(平成29年改訂版)	2	7	1	2				適用すべき諸基準	日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月)	内容修正		
2	7	1	2				日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	2	7	1	2				適用すべき諸基準	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	内容修正		
2	7	1	5	1	2		受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一切土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第3章吹付工、第9章プレキャスト格工、第10章現場打ちコンクリート格工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」	2	7	1	5	1	2		適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一切土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第3章吹付工、第9章プレキャスト格工、第10章現場打ちコンクリート格工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」	内容加筆		
2	7	2	2				日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年6月)	2	7	2	2				適用規定	日本道路協会 道路 標識 設置基準・同解説(令和2年6月)	内容加筆		
2	7	2	2				日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年度版)(平成8年10月)	2	7	2	2				適用規定	日本道路協会 アスファルト混合所便覧(平成8年10月)	内容修正		
2	7	2	9	1	3		受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計・施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-1-1 3-6小型標識工、3-1-1 3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-1-1 10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	7	2	9	1	3		適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計・施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、3-1-1 3-6小型標識工、3-1-1 3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-1-1 10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正		
2	7	2	9	2	2		標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いる。	2	7	2	9	2	2		錆止めペイント	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものとする。	文言修正		

現行条文(令和6年版以前)						新条文(令和6年)																		
2	7	2	12	1	3		2	7	2	12	1	3	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和59年12月)の規定、3-1-3-10道路付属施設工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水側溝(街渠側溝)・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	7	2	12	1	3	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和59年12月)の規定、3-1-3-10道路付属施設工の規定、本編7-2-5-3側溝工、7-2-5-5集水側溝(街渠側溝)・マンホール工、7-2-12-3境界工及び7-2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	文言修正			
2	7	3	1	5	(2)		2	7	3	1	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)に従い行わなければならない。	2	7	3	1	5	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	内容修正			
2	7	3	2				2	7	3	2			日本道路協会 道路橋支保便覧(平成31年2月)	2	7	3	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支保便覧(平成30年12月)	内容修正			
2	7	3	11	8			2	7	3	11	8		多自然型護岸工	2	7	3	11	8		多自然型護岸工	名称修正			
2	7	4	2				2	7	4	2			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	2	7	4	2			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年11月)	内容修正			
2	7	5	2				2	7	5	2			日本道路協会 道路橋支保便覧(平成31年2月)	2	7	5	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支保便覧(平成30年12月)	内容修正			
2	7	5	2				2	7	5	2			日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年10月)	2	7	5	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧(令和3年11月)	内容修正			
2	7	5	6	1	6		2	7	5	6	1	6	定着具及び接続具使用	2	7	5	6	1	6	定着具及び接続具使用	名称修正			
2	7	5	7	1	5		2	7	5	7	1	5	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	2	7	5	7	1	5	受注者は、シースの施工において、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	文言修正			
2	7	6	1	9			2	7	6	1	9		受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測が必要と判断される場合は、設計図書に監督員と協議しなければならない。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。	2	7	6	1	9		受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測が必要と判断される場合は、設計図書に監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。	文言修正			
2	7	6	2				2	7	6	2			土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説(平成28年8月)	2	7	6	2			適用すべき諸基準 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	内容加筆			
2	7	6	2				2	7	6	2			土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説(平成28年8月)	2	7	6	2			適用すべき諸基準 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	内容加筆			
2	7	6	2				2	7	6	2			土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説(平成28年8月)	2	7	6	2			適用すべき諸基準 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	内容加筆			
2	7	6	3	2	7		2	7	6	3	2	7	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の種類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議しなければならない。	2	7	6	3	2	7	受注者は、設計図書における岩区分(支保パターン含む)の境界を確認し、監督員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の種類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と協議する。	文言修正			
2	7	6	4	2	4		2	7	6	4	2	4	金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網)で150mm×150mm×径5mmの規格による。	2	7	6	4	2	4	金網工に使用する材料は、JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子)で150mm×150mm×径5mmの規格による。	内容加筆			
2	7	6	4	2	11		2	7	6	4	2	11		2	7	6	4	2	11	横断目地 トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形」を標準とする。なお、これよりがない場合は、監督員と協議しなければならない。	新規追加			
2	7	6	3	8			2	7	6	3	8		作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	2	7	6	3	8		作業土工(床掘り・埋戻し)は、規定による。	文言修正			
2	7	6	8	6			2	7	6	8	6		受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用黄銅合金地金)とし、両坑口に図7-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これより難い場合は監督員と協議しなければならない。	2	7	6	8	6		受注者は、標示板の材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とし、両坑口に図7-6-2を標準として取付けなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これより難い場合は監督員と協議しなければならない。	内容加筆			
2	7	7	2				2	7	7	2			土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	2	7	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定](平成30年3月)	内容加筆			
2	7	7	2				2	7	7	2			土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	2	7	7	2			適用すべき諸基準 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2017年制定](平成30年3月)	内容加筆			
2	7	7	2				2	7	7	2			日本道路協会 落石対策便覧(平成29年改訂版)	2	7	7	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月)	内容修正			
2	7	7	2				2	7	7	2			日本道路協会 道路橋支保便覧(平成31年2月)	2	7	7	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支保便覧(平成30年12月)	内容修正			
2	7	8	2				2	7	8	2			日本道路協会 道路橋支保便覧(平成31年2月)	2	7	8	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋支保便覧(平成30年12月)	内容修正			
2	7	8	2				2	7	8	2			日本道路協会 落石対策便覧(平成29年改訂版)	2	7	8	2			適用すべき諸基準 日本道路協会 落石対策便覧(平成29年12月)	内容修正			
2	7	11	2				2	7	11	2			土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説(平成28年8月)	2	7	11	2			適用すべき諸基準 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	内容加筆			
2	7	11	6	5	2		2	7	11	6	5	2	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	2	7	11	6	5	2	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水層が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	内容修正			
2	7	14	8	2			2	7	14	8	2			2	7	14	8	2		適用規定(境界工) 7-2-12-2材料の規定による。	項目追加			
2	7	14	8	2			2	7	14	8	2			2	7	14	8	2		適用規定(路掛板工) 3-1-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	項目追加			
2	7	14	8	2			2	7	14	8	2			2	7	14	8	2		ラバーシューの品質規格 路掛板工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	項目追加			
2	7	14	8	2			2	7	14	8	2			2	7	14	8	2		適用規定(組立歩道工) 12-5-2セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。	項目追加			
2	7	14	17	3			2	7	14	17	3		ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工具と手工具との併用、プラスチック	2	7	14	17	3		表7-14-2 素地調整程度と作業内容の併用	内容修正			
2	7	15	2				2	7	15	2			日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	2	7	15	2			適用すべき諸基準 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編)(平成16年12月)	内容修正			
2	7	15	3	5	4		2	7	15	3	5	4	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	7	15	3	5	4	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容修正			
2	7	16	9	2	2		2	7	16	9	2	2	構装工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。	2	7	16	9	2	2	構装工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものとする。	文言修正			
							2	7	16	12	2	1		2	7	16	12	2	1	適用規定(境界工) 7-2-12-2材料の規定による。	項目追加			
							2	7	16	12	2	2		2	7	16	12	2	2	適用規定(路掛板工) 3-1-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	項目追加			
							2	7	16	12	2	3		2	7	16	12	2	3	ラバーシューの品質規格 路掛板工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	項目追加			
							2	7	16	12	2	4		2	7	16	12	2	4	適用規定(組立歩道工) 12-5-2セメントコンクリート製品の規定及び設計図書による。	項目追加			
							2	7	16	12	2	5		2	7	16	12	2	5	現場塗装 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、12-5-2セメントコンクリート製品の規定もくは、設計図書による。	項目追加			
2	7	16	19	1	1		2	7	16	19	1	1	本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接合工法)・(増枠架設工法)・床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	2	7	16	19	1	1	本節は、橋梁床版工として床版補強工(鋼板接合工法)・床版補強工(増枠架設工法)・床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	内容加筆			
2	7	16	24	4	29		2	7	16	24	4	29	超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会(NDIS001)非破壊検査技術者認定規定により認定された2種以上の有資格者とする。	2	7	16	24	4	29	超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に基づく2種以上の有資格者とする。	内容加筆			
2	8	1	3	3	3		2	8	1	3	3	3	受注者は工事の施工に伴って発生する騒音・振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	2	8	1	3	3	3	受注者は工事の施工に伴って発生する騒音・振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、設計図書に基づき事前調査を行い、第三者への被害を未然に防止しなければならない。なお、必要に応じて事後調査も実施しなければならない。	内容修正			
2	8	1	3	13	(1)		2	8	1	3	13	(1)	鉄筋コンクリート管及びダクタイル鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。	2	8	1	3	13	(1)	(1) 鉄筋コンクリート管及びダクタイル鉄管を切断・せん孔する場合、管に損傷を与えないよう専用の機械等を使用し、所定の寸法に仕上げなければならない。	内容修正			
2	8	1	3	7	10	(4)		2	8	1	3	7	10	(4)	ウオータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落着かせなければならない。	2	8	1	3	7	10	(4)	ウオータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落着かせなければならない。	内容修正

現行条文(令和6年版以前)										新条文(令和6年)									
2	8	1	3	11	1	受注者は、ウエルポイントあるいはディープウエルの施工にあたり、工事着工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	2	8	1	3	11	1	地下水位低下工	受注者は、ウエルポイントあるいはディープウエルの施工にあたり、工事着工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	内容修正				
2	8	1	3	12	9		2	8	1	3	12	9	補助地盤改良工		体裁修正				
2	8	1	4	2	1	(2) JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	2	8	1	4	2	1	(2) 鋳鉄管	JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	内容修正				
2	8	1	4	2	1	(3) JSWAS K-6(下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)	2	8	1	4	2	1	(3) 硬質塩化ビニル管	JSWAS K-6(下水道推進工法用硬質塩化ビニル管)	内容修正				
2	8	1	5	2	1	(1) JSWAS A-2(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	2	8	1	5	2	1	(1) 鉄筋コンクリート管	JSWAS A-2(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	内容修正				
2	8	1	5	2	1	(3) JSWAS 2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	2	8	1	5	2	1	(3) 鋳鉄管	JSWAS G-2(下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	内容修正				
2	8	1	12	7	4	受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの、連続地中壁継手部に附着している泥土や残存している充填砕石を除去し、エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	2	8	1	12	7	4	地中連続壁工(壁式)	受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建込み前に、先行エレメントの、連続地中壁継手部に附着している泥土や残存している充填砕石を除去し、エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	内容加筆				
2	9	1	2		日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル(平成21年4月)	2	9	1	2			適用すべき諸基準	日本緑化センター 植栽基盤整備技術マニュアル(平成25年12月)	内容修正					
2	9	1	2		国土交通省 道路土工構造物技術基準(平成27年3月)	2	9	1	2			適用すべき諸基準	国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説(平成29年3月)	内容修正					
2	9	1	2		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成25年5月)	2	9	1	2			適用すべき諸基準	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	内容修正					
2	9	1	2		国土交通省 発生土利用基準(平成18年6月)	2	9	1	2			適用すべき諸基準	国土交通省 発生土利用基準について(平成18年8月)	内容修正					
						2	9	1	10	5		1. 受注者は、枝除きの施工については、樹木の性状や生育状況、周辺状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んで行い、切除する位置や角度、順序に特に注意しなければならない。	新規追加						
						2	9	1	10	5		2. 支障枝剪定の施工については、以下の各号の規定による。	新規追加						
						2	9	1	10	5		(1) 園路、広場や車道の通行等に支障をおよぼす枝、隣接地へ侵入している越境枝、架線、照明施設への障害枝等を剪定する。	新規追加						
						2	9	1	10	5		(2) 健全枝、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意して実施し、必要に応じて保護対策を講じなければならない。	新規追加						
						2	9	1	10	5		(3) 支障枝の除去にあたっては、監督員と協議のうえで、樹形の乱れを最小限にとどめる範囲で行わなければならない。	新規追加						
						2	9	1	10	5		3. 中低木移植の施工については9-2-4-4-6中低木移植工の規定による。	新規追加						
						2	9	1	10	5		4. 樹木運搬の施工については9-2-4-4-4高木移植工の規定による。	新規追加						
2	9	2	3	1	2	受注者は、新植樹木又は新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物)が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木又は地被植物と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。枯死又は形姿不良の判定に当たっては、監督員と受注者が立ち会うものとし、植替えの時期については、監督員と協議するものとする。	2	9	2	3	1	2		受注者は、新植樹木又は新植地被植物(地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物)が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木又は地被植物と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。枯死又は形姿不良の判定に当たっては、監督員と受注者が立ち会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	内容加筆				
2	9	3	2		国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂版)(平成27年9月)	2	9	3	2			国土技術政策総合研究所 防災公園計画・設計ガイドライン(案)(改訂第2版)(平成29年9月)	内容加筆						
2	9	3	2		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2009版(平成28年10月)	2	9	3	2			日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019版(令和2年9月)	内容修正						
2	9	3	2		日本電気協会 内線規程(平成元年10月)	2	9	3	2			日本電気協会 内線規程(平成28年9月)	内容修正						
2	9	3	2		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成22年1月)	2	9	3	2			日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説(平成4年12月)	内容修正						
2	9	3	2		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説(平成28年12月)	2	9	3	2			日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説・ポラードの設置要綱(令和3年3月)	内容加筆						
2	9	3	2		日本道路協会 道路標識設置基準(令和元年10月)	2	9	3	2			日本道路協会 道路標識設置基準・同解説(令和2年4月)	内容加筆						
2	9	3	2		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	2	9	3	2			土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(2017年制定)(2018年3月)	内容加筆						
2	9	3	2		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	2	9	3	2			土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(2017年制定)(2018年3月)	内容加筆						
2	9	3	2		土木学会 コンクリートのポン工施工指針(平成24年6月)	2	9	3	2			土木学会 コンクリートのポン工施工指針[2012年度版](平成24年6月)	内容加筆						
2	9	3	3	5	4	噴水装置、濾過装置、減菌装置、循環装置の施工については、以下の各号の規定による。	2	9	3	3	5	4		噴水装置、濾過装置、減菌装置、循環装置の施工については、以下の各号の規定による。	内容修正				
2	9	3	3	5	10	(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。	2	9	3	3	5	10	(1)	受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。	内容加筆				
2	9	3	6	8	1	(2) 受注者は、要所、ハンドホール内及び引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。	2	9	3	6	8	1	(2)	受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。	内容修正				
2	9	3	7	2	2	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧(日本道路協会、平成19年6月)」の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2	9	3	7	2	2		受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事部)110章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	内容加筆				
2	9	3	8	9	3	受注者は、小規模水景施設については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	2	9	3	8	9	3		受注者は、小規模水景施設については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	内容修正				
2	9	3	9	2	5	樹脂材については、JIS K 6919(繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂)の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。	2	9	3	9	2	5		樹脂材については、JIS K 6919(繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂)の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。	内容加筆				
2	9	4	1	4	仮設工は、第3編第10節仮設工の規定による。	2	9	4	1	4		仮設工は、第3編第10節仮設工の規定による。	内容加筆						
2	9	4	2		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成30年3月)	2	9	4	2			土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(2017年制定)(2018年3月)	内容加筆						
2	9	4	2		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成30年3月)	2	9	4	2			土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(2017年制定)(2018年3月)	内容加筆						
2	9	4	2		日本体育施設協会 屋外体育施設建設設計指針平成29年改訂版(平成29年5月)	2	9	4	2			日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設建設設計指針平成29年改訂版(平成29年5月)	内容修正						
2	9	4	2		日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針第2版	2	9	4	2			日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針第3版(令和2年7月)	内容修正						
2	10	1	1	1	道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(公社)日本道路協会	2	10	1	1	1		道路標示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)(公社)日本道路協会	内容修正						
2	10	1	2	1	道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)	2	10	1	1	1		道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編)	内容修正						
2	10	1	2	1	道路標示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)	2	10	1	1	1		道路標示方書・同解説(Ⅳ下部構造編)	内容修正						
2	10	1	2	1		2	10	1	1	1		流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)	新規追加						
2	10	1	2	1		2	10	1	1	1		現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(機械式鉄筋継手工法技術検討委員会)	新規追加						
2	10	1	2	2	2	(2) 基盤切盛 → 畦畔築立 → 基盤整地	2	10	1	2	2	2	(2)	表土切盛 → 畦畔築立 → 表土整地	内容修正				
						2	10	5				ため池改修工事		幕追加					
2	10	5	2	1	適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	2	10	5	2	1		適用すべき諸基準については、10-1-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない。	内容修正						
2	10	5	2	2	ため池工事の対象は高さ(堤高)15m未満のフィルタイプのため池(調整池を含む。)とし、高さ(堤高)15m以上のため池については、第2編第10章フィルダム工事によるものとする。	2	10	5	2	2		ため池工事の対象は高さ(堤高)15m未満のフィルタイプのため池(調整池を含む。)とする。	内容修正						
2	10	5	3	3	受注者は、掘削工の施工については第1編3-3-2掘削工の規定によるものとし、計画基礎地盤構築に達する前に地盤の支持力試験を行い、地盤改良の要否を検討するものとする。なお、試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督員と協議するものとする。	2	10	5	3	3		受注者は、掘削工の施工について1-2-4-2掘削工の規定によるものとし、計画基礎地盤構築に達する前に地盤の支持力試験を行い、地盤改良の要否を検討するものとする。なお、試験結果により地盤改良が必要となった場合には、監督員と協議するものとする。	内容修正						
2	10	5	3	4	盛土工の施工については、第1編3-3-3盛土工の規定によるものとする。	2	10	5	3	4		盛土工の施工については、1-2-3-3盛土工の規定によるものとする。	内容修正						
2	10	5	3	5	作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。	2	10	5	3	5		作業土工の施工については、3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	内容修正						

現行条文(令和6年版以前)						新条文(令和6年版)						改定理由		
編	編	章	節	条	項 下 以	編	編	章	節	条	項 下 以		編 章 節 条 項 下 以 項目見出し	新条文
6	12	2	1	1									JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石灰ガス化スラグ骨材)	新規追加
6	12	6	1	2		6	12	6	1	2		ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトは、表6-1の性状に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表6-1に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。	内容修正
6	12	6	5		(2)	6	12	6	5		(2)		生用添加物の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定有害物質を含まないものとし、表6-9~11の規格に適合するものとする。	内容修正
6	12	6	5		(2)	6	12	6	5		(2)	表6-9 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)	路上表層再生用	内容加筆
6	12	6	5		(2)	6	12	6	5		(2)	表6-10 再生用添加剤の品質(オイル系)	路上表層再生用	内容加筆
6	12	6	5		(2)	6	12	6	5		(2)	表6-11 再生用添加剤の標準的性状	プラント再生用	内容加筆
6	12	7	1		(2)	6	12	7	1		(2)	支 柱	JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	新規追加
6	12	7	1		(2)	6	12	7	1		(2)	支 柱	JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材)	新規追加

現行条文(令和6年版以前)						新条文(令和6年版)						改定理由		
編	章	節	条	項	下項	編	章	節	条	項	下項		編章節条	新条文
7	1	2	3	2	1							掘削工(切土工)	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。	内容加算
7	1	2	3	3	1							盛土工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法層で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法層で測定。	内容加算
7	1	2	4	2	1							掘削工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	内容加算
7	1	2	4	3,4	1							路体盛土工 路床盛土工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。	内容加算
7	1	2	4	3,4	2							路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	測定項目名修正
7	1	2	4	5								法面整形工 (盛土部)	法面整形工 (盛土部)	工種名修正
7	1	3	6	4								鉄筋の組立て	設計かぶり ϕ かつ最小かぶり以上	内容加算
7	3	1	3	28								共通の工種	共通の工種	節名修正
7	3	1	4	4								既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算
7	3	1	4	5								場所打杭工	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算
												橋面防水工(シート系床版防水層)		工種追加
7	3	1	6	11								グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000 m^2 に1箇の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算
7	3	1	6	11								グースアスファルト舗装工 (基層工)	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000 m^2 に1箇の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算
7	3	1	6	11								グースアスファルト舗装工 (表層工)	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000 m^2 毎に1箇の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算
7	3	1	6	12								コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加算

7	3	1	6	12		工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 測点管理の場合の厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	7	3	1	6	12		コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 測点管理の場合の厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 測点管理の場合のコア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	内容加筆
7	3	1	6	12		3㎡ ² ロッドメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	7	3	1	6	12		コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	コンクリートの硬化後、 3㎡ ² ロッドメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)1.75mm以下	規格値修正
							7	3	1	6	12		コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	目地段差	欄新規追加
7	3	1	6	12		3㎡ ² ロッドメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	7	3	1	6	12		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	転圧コンクリートの硬化後、3㎡ ² ロッドメーターにより (σ)2.4mm以下	規格値修正
							7	3	1	7	9		固結工 (スラリー攪拌工)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	新規追加
7	3	1	10	10			7	3	1	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	測定箇所添付図に「D:杭径」文言追加	内容加筆
7	3	1	12	1			7	3	1	12	1		鑄造工 (大型ゴム支承工)	相対誤差の測定項目・基準値加筆	内容加筆
7	3	1	15	1		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	3	1	15	1		(一般事項) 所打擁壁工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	3	1	15	1		1施工箇所毎	7	3	1	15	1		(一般事項) 所打擁壁工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	3	1	15	2		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	3	1	15	2		プレキャスト擁壁工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	3	1	15	2		1施工箇所毎	7	3	1	15	2		プレキャスト擁壁工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	3	1	15	3		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所	7	3	1	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	3	1	15	3		1施工箇所毎	7	3	1	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	7	1	11	5		施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	1	11	5		落石防護補工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	内容加筆
7	7	1	11	6		施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	1	11	6		防雪補工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	内容加筆
7	7	1	11	7		施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	1	11	7		雪崩予防補工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	内容加筆
7	7	1	12	4		施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	1	12	4		遮音壁基礎工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	内容加筆

7	7	2	5	9	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	2	5	9	排水性舗装用路肩 排水工	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	内容加筆
7	7	2	5	9	1箇所/1施工箇所	7	7	2	5	9	排水性舗装用路肩 排水工	1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	内容加筆
7	7	3	6	8	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	7	7	3	6	8	橋台躯体工	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	7	3	7	9	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	7	7	3	7	9	橋脚躯体工 (張出し) (重力式) (半重力式)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	7	3	7	9	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	7	7	3	7	9	橋脚躯体工 (ラーメン式)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	内容加筆
7	7	6	4	3	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	7	7	6	4	3	吹付工	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。	内容加筆
7	7	6	5	5	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	7	7	6	5	5	床版コンクリート工	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	内容加筆
7	7	14	4	5	厚さ t (切削)	7	7	14	4	5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	工種名修正
7	7	14	4	5	厚さ t (切削)	7	7	14	4	5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	測定項目名修正
7	7	14	4	5	-7	7	7	14	4	5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	-17 (17) (面管理として緩和)	規格値修正
7	7	14	4	5	-2	7	7	14	4	5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	-2 (2)	規格値修正
7	7	14	4	5	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 ※平坦性 L=100m以上の場合、測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	7	7	14	4	5	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	内容修正
7	9	3	7	5	アスファルト舗装工 (下層路盤)	7	9	3	7	5	アスファルト舗装工 (下層路盤(車道・路肩部)) (下層路盤(歩道部))	アスファルト舗装工 (下層路盤(車道・路肩部)) (下層路盤(歩道部))	工種名加筆

現行条文(令和6年版以前)						新条文(令和6年版)								
編	章	節	条	項	下 項	編	章	節	条	項	下 項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由
									4		(3)	写真の省略	監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、 出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。	新規追加
			5						5			写真の編集等	撮影した写真は信憑性を考慮し、編集することは認めない。ただし、『デジタル工事写真の黒板情報電子化について』(令和3年3月26日付け、国技建管第21号)に基づく黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。	内容加筆
			6		(3)				6		(3)	写真の仕様	フィルムカメラによる写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。 映像と読み替える場合は、以下も追加する。	内容加筆
									6		(4)	写真の仕様	夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。	新規追加
									6		(5)	写真の仕様	フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。	新規追加
												撮影箇所一覧表(全体) 出来形管理	出来形管理基準が定められていない。	内容加筆
												撮影箇所一覧表(全体) 補償関係外	被害又は損害状況等	内容加筆
1	2	3	2			1	2	3	2			掘削工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 (掘削後)	内容修正
1	2	3	2			1	2	3	2			掘削工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	内容修正
1	2	3	3			1	2	3	3			盛土工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 (施工後)	内容修正
						1	2	3	3			盛土工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	項目追加
1	2	4	2			1	2	4	2			掘削工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 (掘削後)	内容修正
						1	2	4	2			掘削工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	項目追加
1	2	4	3,4			1	2	4	3,4			路体盛土工 路床盛土工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 (施工後)	内容修正
						1	2	4	3,4			路体盛土工 路床盛土工	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	項目追加

3	1	6	12	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	12	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	12	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	12	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装工）	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	13	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	13	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	13	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	13	薄層カラー舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	13	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	13	薄層カラー舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	13	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	13	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	13	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	13	薄層カラー舗装工（基層工）	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	14	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	14	ブロック舗装工（下層路盤工）	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	14	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	14	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	14	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	14	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	14	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	3	1	6	14	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	内容修正
3	1	6	15	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3	1	6	15	路面切削工	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	内容修正
3	1	7	9		3	1	7	9	固結工（粉末噴射攪拌工）（高圧噴射攪拌工）（スラリー攪拌工）（生石灰パイル工）	ただし、（スラリー攪拌工）において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関する写真管理項目を省略できる。	内容追加
3	1	7	9		3	1	7	9	固結工（中層混合処理）		新規追加
3	1	15	1	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3	1	15	1	場所打掃盤工	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回	内容加筆

3	1	15	1		200m又は1施工箇所に1回 (型枠取外し後)	3	1	15	1		場所打擁壁工	200m又は1施工箇所に1回 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による場合は1工事に1回(型枠取外し後)	内容加筆
7	3	6	8		全数量 (型枠取外し後)	7	3	6	8		橋台躯体工	全数量 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	内容加筆
7	3	7	9		全数量 (型枠取外し後)	7	3	7	9		橋脚躯体工(張出式)	全数量 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	内容加筆
7	3	7	9		全数量 (型枠取外し後)	7	3	7	9		橋脚躯体工(ラーメン式)	全数量 (型枠取外し後) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形 計測状況を1工事1回	内容加筆
9	1	3	3		掘削(土砂) 掘削(軟岩) 掘削(硬岩)	9	1	3	4		掘削 河床等掘削		工種名修正
9	1	3	5		盛土(流用土) 盛土(発生土) 盛土(採取土) 盛土(購入土)	9	1	3	5		路体(築堤)盛土 路床盛土		工種名修正
9	1	8	4		小型擁壁 重力式擁壁 もたれ式擁壁 逆T型擁壁 L型擁壁 鉄筋 裏込砕石 止水板 コックリート 型枠 足場 目地板 水抜パイプ 吸出し防止材	9	1	8	4		小型擁壁 重力式擁壁 もたれ式擁壁 逆T型擁壁 L型擁壁 鉄筋 裏込砕石 止水板 化粧型枠 ベータインコックリート コックリート 型枠 足場 目地板 水抜パイプ 吸出し防止材	内容加筆	
9	1	8	4		公園基礎材	9	1	8	4		公園基礎材 公園均しコックリート		内容加筆
9	1	8	6		補強土壁工	9	1	8	6		帯鋼補強土壁アン カー補強土壁 ジオテキスタイル 補強土壁		内容加筆
9	1	8	6		補強土壁基礎 帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁・ジオテキスタイル補強土壁	9	1	8	6		補強土壁基礎 補強土壁壁面材組 立・設置 図案		内容修正
9	1	9	4		場所打固渠工	9	1	9	4		鉄筋 コックリート 型枠 足場 支保 目地板 止水板 水抜パイプ		内容修正
9	3	7	5		下層路盤 上層路盤	9	3	7	5		下層路盤(車道・ 路肩部) 下層路盤(歩道 部) 上層路盤(車道・ 路肩部) 上層路盤(歩道 部)		内容加筆
9	3	7	5		基層 表層	9	3	7	5		基層(車道・路肩 部) 基層(歩道部) 表層(車道・路肩 部) 基層(歩道部) 下層路盤(車道・ 路肩部)		内容加筆
9	3	7	6		下層路盤 上層路盤	9	3	7	6		下層路盤(車道・ 路肩部) 下層路盤(歩道 部) 上層路盤(車道・ 路肩部) 上層路盤(歩道 部)		内容加筆
9	3	7	6			9	3	7	6		基層(車道・路肩 部) 基層(歩道部) 表層(車道・路肩 部) 基層(歩道部)		内容加筆
9	3	11	8		フェンス柵 手すり 転落(横断)防止柵 ガードレール ガードポール ガードパイプ	9	3	11	8		フェンス柵 手すり 転落(横断)防止柵 ガードレール ガードポール ガードパイプ 基礎ブロック、 鋼管基礎 金網・支柱(立入 防止柵) 門扉		内容加筆

